

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 12 月 3 日 (火) 第 572 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 798 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 12 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

病 院 又 は 診 療 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
南郡元在宅医療クリニック	鹿児島市南郡元町6番16号	令和5年 11月1日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 799 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 12 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
アイン薬局霧島隼人店	霧島市隼人町松永3306-15	令和5年 11月1日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 800 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 12 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
イルカ調剤薬局石谷店	鹿児島市石谷町2100番地18	令和 5 年 11月 1 日	精神通院医療
かぐや姫薬局	薩摩郡さつま町轟町39番10	令和 5 年 11月 1 日	精神通院医療
かりん薬局	霧島市国分広瀬一丁目12番21号	令和 5 年 11月 1 日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 801 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 12 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人有隣会	鹿児島市下伊敷二丁目4番15号	訪問看護ステーション優つばめ	鹿児島市下伊敷一丁目31番1号	令和 5 年 11月 1 日	精神通院医療
株式会社優心	鹿屋市大浦町14028-4	株式会社優心訪問看護ステーション優心	鹿屋市大浦町14028-4	令和 5 年 11月 1 日	精神通院医療

鹿 児 島 県 告 示 第 802 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区 域 の 名 称	区 域
鮎川 3 地 区	次に掲げる標柱の1号から7号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と7号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 6号 7号 2号 3号 4号 5号
	標柱の所在地 南さつま市加世田武田字鮎川7130番2 南さつま市加世田武田字鮎川7116番 南さつま市加世田武田字鮎川7121番 南さつま市加世田武田字宮ノ後7052番 南さつま市加世田武田字宮ノ後7051番

鹿 児 島 県 告 示 第 803 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 12 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	指宿市	急・下川床村ノ上 4
	南九州市	急・河上 2, 急・上郡上 1, 急・上郡上 4, 急・上郡上 2, 急・下郡北 4, 急・本町 2, 急・打越 3, 急・中郡南 1, 急・上郡上 6, 急・桑代 1, 急・桑代 2, 急・寺園 1, 急・後岳北 5, 急・後岳北 6, 急・手蓑 3, 急・池之内 1, 急・手蓑 2, 急・手蓑 7, 急・手蓑 4, 急・手蓑 5, 急・手蓑 6 及び急・手蓑 8

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第804号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 12 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	指宿市	急・下川床村ノ上 4

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第805号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 12 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	指宿市	急・戸迫 1, 急・尾崎山 1, 急・瓜ヶ尾 1, 急・後迫 2, 急・仮屋迫北桁 1, 急・前田 3, 急・水迫 2, 急・石原 1, 急・原田 1, 急・池堂 1, 急・三枝迫 1, 急・有里ノ下 1, 急・木原 1, 急・下川床村ノ上 4, 急・宮田迫 3, 急・後迫 1, 急・後迫 2, 急・久保園 1, 急・堀内 1, 急・宮田迫 4, 急・鶴ヶ岡 1, 急・穴下 1, 急・モクラ迫 4, 急・地藏坂 1, 急・駄床 1, 急・猿口 1, 急・峠ノ下 2, 急・土矢倉 1, 急・伏目 1, 急・伏目 2, 急・長崎 4, 急・物袋 1, 急・川平 1, 急・岡元平 1, 急・東 2, 急・狸穴 1, 急・瀬戸尻 1, 急・東八窪 1, 急・上ノ仮屋 2, 急・井手ヶ平 1, 急・留野 1 及び急・西花房平 1
	南九州市	急・東山下 1, 急・利山 1, 急・下梶山 1, 急・下梶山 2, 急・鳶ノ巣 1, 急・嶽大窪上 1, 急・上梶山 1, 急・椎山

	1, 急・出口ノ上1, 急・吉崎1, 急・安田岡1, 急・川畑1, 急・下谷川1, 急・下楯山2, 急・丹花3, 急・丹花4, 急・上本屋敷1, 急・松崎3, 急・松崎4, 急・河上2, 急・上郡上1, 急・上郡上2, 急・下郡北4, 急・本町2, 急・打越3, 急・中郡南1, 急・上郡上6, 急・桑代1, 急・寺園1, 急・後岳北5, 急・後岳北6, 急・手蓑3, 急・池之河内1, 急・手蓑2, 急・手蓑7, 急・手蓑4, 急・手蓑5, 急・手蓑6, 急・花園4, 急・小谷1, 急・中村3, 急・川畑1, 急・宇都ヶ迫1, 急・番屋平1, 急・山薙1, 急・松葉1, 急・手蓑8, 急・松比良2, 急・柚ヶ平1, 急・林ヶ谷1, 急・中尾1, 急・山下7, 急・稲荷田外園1, 急・楠久保1, 急・榎木丸1, 急・榎木丸2, 急・大迫1, 急・堂角迫1, 急・上ノ田1, 急・藤ヶ山1, 急・市之原1, 急・市之原2, 急・瀧坪1及び急・室ノ藪1
--	---

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第806号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和6年12月3日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	指宿市	急・戸迫1, 急・尾崎山1, 急・瓜ヶ尾1, 急・後迫2, 急・仮屋迫北桁1, 急・前田3, 急・水迫2, 急・石原1, 急・原田1, 急・池堂1, 急・三枝迫1, 急・木原1, 急・下川床村ノ上4, 急・宮田迫3, 急・後迫1, 急・後迫2, 急・久保園1, 急・堀内1, 急・宮田迫4, 急・鶴ヶ岡1, 急・穴下1, 急・モクラ迫4, 急・地蔵坂1, 急・駄床1, 急・猿口1, 急・峠ノ下2, 急・土矢倉1, 急・伏目1, 急・伏目2, 急・長崎4, 急・物袋1, 急・川平1, 急・岡元平1, 急・東2, 急・狸穴1, 急・瀬戸尻1, 急・東八窪1, 急・上ノ仮屋2, 急・井手ヶ平1, 急・留野1及び急・西花房平1
	南九州市	急・東山下1, 急・利山1, 急・下楯山1, 急・下楯山2, 急・鳶ノ巣1, 急・嶽大窪上1, 急・上楯山1, 急・椎山1, 急・出口ノ上1, 急・吉崎1, 急・安田岡1, 急・川畑1, 急・下谷川1, 急・下楯山2, 急・丹花3, 急・丹花4, 急・上本屋敷1, 急・松崎3, 急・松崎4, 急・河上2, 急・上郡上1, 急・上郡上2, 急・下郡北4, 急・本町2, 急・打越3, 急・中郡南1, 急・上郡上6, 急・桑代1, 急・寺園1, 急・後岳北5, 急・後岳北6, 急・手蓑3, 急・池之河内1, 急・手蓑2, 急・手蓑7, 急・手蓑4, 急・手蓑5, 急・手蓑6, 急・花園4, 急・小谷1, 急・中村3, 急・川畑1, 急・宇都ヶ迫1, 急・番屋

		平1, 急・山薙1, 急・松葉1, 急・手蓑8, 急・松比良2, 急・杣ヶ平1, 急・林ヶ谷1, 急・中尾1, 急・山下7, 急・稲荷田外園1, 急・楠久保1, 急・榎木丸1, 急・榎木丸2, 急・大迫1, 急・堂角迫1, 急・上ノ田1, 急・藤ヶ山1, 急・市之原1, 急・市之原2, 急・瀧坪1 及び急・室ノ菌1
--	--	--

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

始良・伊佐地域振興局告示第28号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年12月3日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスゆうわ	始良市加治木町 新生町473番	株式会社ロードランナー	始良市加治木町 木田1718番地1	清水 忍	令和6年 11月1日	保育所等 訪問支援

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市隼人町内山田四丁目245番1, 295番, 296番1, 296番2の一部, 297番, 310番1, 310番2及び245番1地先里道の一部
- 公共施設の種類の種類, 位置及び区域
道路 霧島市隼人町内山田四丁目245番1の一部, 295番の一部, 296番1の一部, 296番2の一部, 297番の一部, 310番1の一部及び245番1地先里道の一部
公園 霧島市隼人町内山田四丁目245番1の一部
水路 霧島市隼人町内山田四丁目295番の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市西陵三丁目28番22号
株式会社トータルハウジング
代表取締役 渡邊孝太郎